平成２２年（フ）第２７２号
静岡県藤枝市本町１丁目11番３号　コーポエメラルド103号
債務者　曽根久美子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１９１０５号
茨城県守谷市松ケ丘４丁目２－３
破産者　藤川　裕志
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８２０号
東京都港区新橋４丁目26番２号福寿ビル
破産者　三矢産業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８２１号
千葉県船橋市海神６丁目26－５
破産者　及川　重信
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９５６号
東京都江戸川区篠崎町７丁目18番２号
破産者　株式会社共栄メディアム
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９５７号
千葉県市川市曽谷５－23－６－202、住民票上の住所東京都江戸川区篠崎町７丁目18－２－101
破産者　光嵜　章史
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７００号
東京都港区台場１丁目３－２－1107
破産者　横森　太二
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２５２号
神奈川県横浜市中区長者町３丁目８番13号
破産者　エス・エス・ピー株式会社
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３７７７号
千葉県木更津市潮浜１丁目17番地104
破産者　有限会社在原
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２９号
埼玉県春日部市粕壁２丁目７番地33
破産者　有限会社守礼
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３０号
埼玉県春日部市中央３丁目５－５－Ｉ－103
破産者　禰覇裕美子
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４８号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目33番17号
破産者　流通システム開発株式会社
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４９号
東京都世田谷区用賀２丁目41－９－203
破産者　金井　　剛
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２６号
福岡県筑紫野市大字阿志岐728番地
破産者　有限会社すまい工房
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０３号
東京都練馬区田柄５丁目19番１号
破産者　株式会社ゲンインターナショナル
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０４号
東京都北区滝野川５丁目50―10
破産者　村田　　実
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０５号
千葉県市川市塩浜３丁目27番１号
破産者　タキシヨウ株式会社
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０６号
千葉県市川市下新宿13―１
破産者　滝口　治也
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１２号
神奈川県鎌倉市小町２丁目１番５号
破産者　株式会社マーヴィーズシステム
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８０号
東京都杉並区今川２丁目24番１号
破産者　有限会社エムズ・ファクトリー
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８１号
東京都杉並区上井草４丁目21―２
破産者　増田紳一郎
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８９号
東京都東久留米市東本町２番６号
破産者　ＭＡＸ産業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部